

## 理事長及び事務局長に関する規定

2007年11月24日 日本EU学会理事会および同総会にて承認

2010年11月13日 日本EU学会理事会および同総会にて修正

2014年11月08日 日本EU学会理事会および同総会にて修正

1. 理事長は、理事あるいは理事選挙により選出された理事就任予定者の無記名投票により選出される
2. 理事長の任期は2年とし、再任は認めない。
3. 理事長は、経済、法律、政治・社会の3分野から輪番制で選出される。
4. 理事長は、理事の中から事務局長、会計担当者、編集委員長及び委員、広報委員長及び委員など必要な職務を各理事に委嘱する。
5. 事務局長の任期は4年とする。必要な場合には、2年以内の任期の延長を認める。